誘導体、多糖体などの投与が試みられているが、現在のところ有効性は確立されていない。

5. 予後

慢性進行性に増悪し、罹病期間は10~20年である。死因は低位栄養、感染症、窒息、外傷が多い。

〇 要件の判定に必要な事項

1. 患者数(平成 24 年度医療受給者証保持者数)

851 人

2. 発病の機構

不明(ポリグルタミン病の一つであるが、発症機構の詳細は不明である。)

3. 効果的な治療方法

未確立(現時点では根治治療はない)

4. 長期の療養

必要(慢性進行性に増悪し、罹病期間は10~20年であり、身体・精神症状に対して療養が必要である。)

5. 診断基準

あり

6. 重症度分類

以下のいずれかを用いる。

Barthel Indexを用いて、85 点以下を対象とする。

障害者総合支援法における障害支援区分における「精神症状・能力障害二軸評価」を用いて精神症状評価2以上若しくは能力障害評価2以上を対象とする。

〇 情報提供元

「神経変性疾患領域における基盤的調査研究班」 研究代表者 鳥取大学脳神経内科 教授 中島健二

<診断基準>

1 遺伝性

常染色体優性遺伝の家族歴

- 2 神経所見
 - (1) 舞踏運動(chorea)を中心とした不随意運動と運動持続障害。ただし若年発症例では仮面様顔貌、筋固縮、無動などのパーキンソニズム症状を呈することがある。
 - (2) 易怒性、無頓着、攻撃性などの性格変化・精神症状
 - (3) 記銘力低下、判断力低下などの知的障害(認知症)
- 3 臨床検査所見

脳画像検査(CT、MRI)で尾状核萎縮を伴う両側の側脳室拡大

4 遺伝子診断

DNA 解析によりハンチントン病遺伝子に CAG リピートの伸長がある。

5 鑑別診断

(1) 症候性舞踏病

小舞踏病、妊娠性舞踏病、脳血管障害

(2) 薬剤性舞踏病

抗精神病薬による遅発性ジスキネジア その他の薬剤性ジスキネジア

(3) 代謝性疾患

ウイルソン病、脂質症

(4) 他の神経変性疾患

歯状核赤核淡蒼球ルイ体萎縮症 有棘赤血球症を伴う舞踏病

6 診断の判定

次の①~⑤のすべてを満たすもの、あるいは③及び⑥を満たすものを、ハンチントン病と診断する。

- ① 経過が進行性である。
- ② 常染色体優性遺伝の家族歴がある。
- ③ 神経所見で、(1)~(3)のいずれか1つ以上がみられる。
- ④ 臨床検査所見で、上記の所見がみられる。
- ⑤ 鑑別診断で、上記のいずれでもない。
- ⑥ 遺伝子診断で、上記の所見がみられる。

7 参考事項

- (1) 遺伝子検査を行う場合の注意
 - ① 発症者については、本人又は保護者の同意を必要とする。
 - ② 未発症者の遺伝子診断に際しては、所属機関の倫理委員会の承認を得て行う。また以下の条件を満たすことを必要とする。
 - (a) 被検者の年齢が 20 歳以上である。
 - (b) 確実にハンチントン病の家系の一員である。
 - (c) 本人又は保護者が、ハンチントン病の遺伝について正確で十分な知識を有する。
 - (d) 本人の自発的な申し出がある。
 - (e) 結果の告知方法はあらかじめ取り決めておき、陽性であった場合のサポート体制の見通しを明らかにしておく。
- (2) 歯状核赤核淡蒼球ルイ体萎縮症は、臨床事項がハンチントン病によく似る場合があるので、両者の鑑別 は慎重に行わなければならない。なお両疾患の遺伝子異常は異なり、その検査法は確立している。

<重症度分類>

機能的評価:Barthel Index

85 点以下を対象とする。

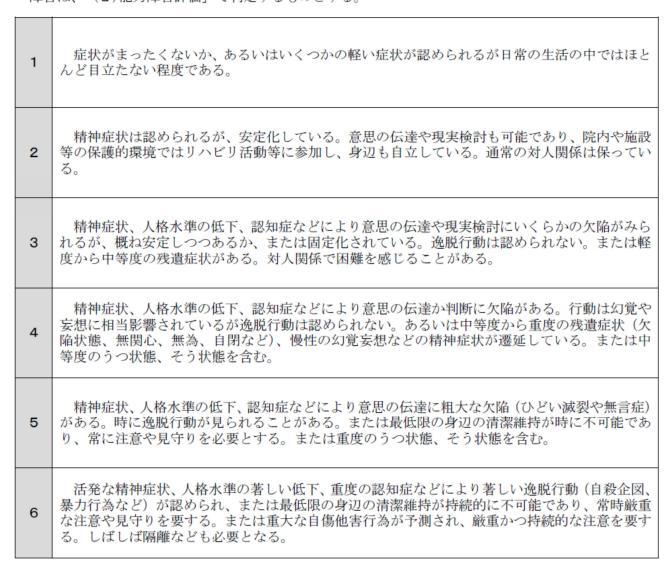
		質問内容	点数
_	食事	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	10
1		部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	5
		全介助	0
	車椅子か らベッドへ の移動	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	15
2		軽度の部分介助または監視を要する	10
2		座ることは可能であるがほぼ全介助	5
		全介助または不可能	0
2	整容	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)	5
3		部分介助または不可能	0
	トイレ動作	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合は	10
		その洗浄も含む)	10
4		部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	5
		全介助または不可能	0
_	入浴	自立	5
5		部分介助または不可能	0
	歩行	45m以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	15
•		45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	10
6		歩行不能の場合、車椅子にて 45m以上の操作可能	5
		上記以外	0
	階段昇降	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	10
7		介助または監視を要する	5
		不能	0
	着替え	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	10
8		部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	5
		上記以外	0
	排便コント ロール	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	10
9		ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	5
		上記以外	0
	排尿コント ロール	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	10
10		ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	5
		上記以外	0

障害者総合支援法における障害支援区分における「精神症状・能力障害二軸評価」を用いて精神症状評価2以上若しくは能力障害評価2以上を対象とする。

1. 精神症状・能力障害二軸評価

(1)精神症状評価

○ 精神症状の評価は、知的障害による精神症状の評価を含み、知的障害そのものによる日常生活等の 障害は、「(2)能力障害評価」で判定するものとする。



(2)能力障害評価

- 判定に当たっては以下のことを考慮する。
 - ① 日常生活あるいは社会生活において必要な「支援」とは助言、指導、介助などをいう。
 - ② 保護的な環境(例えば入院・施設入所しているような状態)でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。

	精神障害や知的障害を認めないか、または、精神障害、知的障害を認めるが、日常生活および社会
1	生活は普通に出来る。○ 適切な食事摂取、身辺の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身辺の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用、趣味や娯楽あるいは文化的社会的活動への参加などが自発的に出来るあるいは適切に出来る。○ 精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることが出来る。
	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。
2	○ 「1」に記載のことが自発的あるいは概ね出来るが、一部支援を必要とする場合がある。 ○ 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。 ○ デイケアや就労継続支援事業などに参加するもの、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことは出来るが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ね出来る。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。
	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて支援
3	を必要とする。 ○ 「1」に記載のことが概ね出来るが、支援を必要とする場合が多い。 ○ 例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる。また、デイケアや就労継続支援事業などに参加することができる。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来たしやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。
4	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を要する。 ○ 「1」に記載のことは常時支援がなければ出来ない。 ○ 例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来たしやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。
5	精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんど出来ない。 ○ 「1」に記載のことは支援があってもほとんど出来ない。 ○ 入院・入所施設等患者においては、院内・施設内等の生活に常時支援を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身辺の清潔保持も自発的には行えず、常時支援を必要とする。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6 ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。